

令和 8 年 9 月
愛 莊 町 議 会 定 例 会

議案説明資料

令和 8 年 8 月 2 1 日

●議案第 2 8 号

愛荘町工場立地法準則条例制定理由

法に定められている緑地面積率を、町が準則条例を制定することにより緩和し、企業の緑地面積確保の負担軽減および工場敷地内での新たな設備投資を促すことを目的として制定するもの。

愛荘町工場立地法準則条例制定要旨

- 第 1 条 (趣旨)
- 第 2 条 (定義)
- 第 3 条 (適用区域ならびに緑地および環境施設の面積の敷地面積に対する割合)
- 第 4 条 (緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)
- 第 5 条 (他の地方公共団体の長との協議)
- 第 6 条 (周辺の地域への配慮)
- 第 7 条 (委任)

施行期日

令和 8 年 1 0 月 1 日

愛荘町工場立地法準則条例（緑地規制緩和）

◆工場立地法とは

工場建設が周辺の生活環境と調和して適正に行われることを目的とした法律。

生産施設面積や緑地の整備状況について、工場が立地している市区町村に対し届出。

規制（準則）に適合しない場合、是正勧告→変更命令→罰則あり。

（6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金）

【対象工場】

業種：製造業、ガス供給業、熱供給業、電気供給業（水力、地熱、太陽光発電所は除く）

規模：敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上

◆愛荘町の事業所（出典：R3経済センサス）

事業所数：776/53,748事業所（滋賀県の1.4%）

主な業種：卸売業・小売業21%、製造業19.9%、サービス業12.2%

従業員数：9,502/617,826人（滋賀県の1.5%）

10.6% 製造業42.8%、卸売業・小売業14.9%、学術研究・専門技術サービス業

純付加価値額：446/30,331億円（滋賀県の1.5%）

16.7% 製造業45.3%、卸売業・小売業10.7%、学術研究・専門技術サービス業

製造業は、
町内経済と
雇用を支える
主要な産業とし
て振興が必要

◆準則内容 ※H24.4法改正により、地域の実情に添った町独自の基準を条例で定めることができるようになった。 滋賀県内19市町のうち、13市町で準則条例を制定している。（R8.7現在）

工場敷地	国準則	町準則（案）
生産施設	敷地の30～65%以内 （業種による）	○全国一律基準 敷地の30～65%以内 （業種による）
環境施設 緑地、噴水、運動場等	<u>敷地の25%以上</u>	<u>敷地の15%以上</u> <u>（国：敷地の10～35%可）</u>
緑地 芝、植栽等	<u>敷地の20%以上</u>	<u>敷地の10%以上</u> <u>（国：敷地の5～30%可）</u>
重複緑地 屋上、駐車場 等の緑地	<u>敷地面積×緑地面積率×25%以内</u>	<u>敷地面積×緑地面積率×50%以内</u> <u>（国：50%以内）</u>
その他 事務所、駐車場 倉庫、研究所等	規制なし	企業が県内で立地を検討する際、他市町と比較して多くの緑地等整備が必要な愛荘町は、工場として付加価値を生み出す面積が減り、競争力の低下を招いている。町準則を定めることは産業振興と雇用創出を図るための有効な手段と考える。

◆今後

新規立地ばかりでなく、既存の特定工場においても老朽化した工場の建て替えや増築、D Xや生産性向上に向けた設備投資が考えられる中、町準則を条例で定めることにより、工場の町外移転を抑制し、町内での設備投資増進を後押しし、本町の産業振興や雇用の維持、創出を図ります。

◆緑地緩和の影響対応（出典：R5愛荘町の環境）

愛荘町の土地利用状況は、面積37.97km²のうち田37%、畑2%、宅地15%、山林4%、その他42%であり、農地と山林で43%を利用する自然豊かな町です。

この自然を守るため、町内事業所と環境保全協定等の締結を推進し、快適な生活環境を保持しています。

町準則（案）第6条において、事前協議を必要とし、周辺地域の生活環境に配慮した緑地および環境施設整備を求めます。

また、愛荘町における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出対策として、企業再エネ・省エネ補助金（高効率空調やLED化工事補助）で企業のカーボンニュートラルの取組を推進しています。

●議案第 29 号

愛荘町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する理由

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 86 号）が令和 8 年 6 月 30 日に公布され、令和 8 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、改正条文を引用している本条例について所要の改正を行うものである。

愛荘町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する要旨

第 2 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

第 5 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

施行期日

令和 8 年 10 月 1 日

愛荘町認可地縁団体印鑑条例（平成１８年愛荘町条例第１２号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（登録資格） 第２条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者のほか、次に掲げる者が選任されている場合は、代表者に代えてこれらの者（以下「代表者等」という。）とする。 （１） 地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）<u>第１９条第１項第１号へ</u>に規定する職務代行者 （２）～（４） （略） （登録申請） 第３条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、認可地縁団体印鑑登録申請書に登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を添えて、自ら町長に登録の申請をしなければならない。この場合において、地方自治法施行規則<u>第１９条第１項第１号ト</u>に規定する代理人を置いている団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により申請をすることができる。 ２ （略） （登録申請の確認） 第５条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があつたときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第２１条第２項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項ならびに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項および印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査するものとする。	（登録資格） 第２条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者のほか、次に掲げる者が選任されている場合は、代表者に代えてこれらの者（以下「代表者等」という。）とする。 （１） 地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）<u>第１８条の３第１項第６号</u>に規定する職務代行者 （２）～（４） （略） （登録申請） 第３条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、認可地縁団体印鑑登録申請書に登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を添えて、自ら町長に登録の申請をしなければならない。この場合において、地方自治法施行規則<u>第１８条の３第１項第７号</u>に規定する代理人を置いている団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により申請をすることができる。 ２ （略） （登録申請の確認） 第５条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があつたときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第１８条の３第１項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項ならびに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項および印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査するものとする。